

愛媛県教育委員会 9月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年9月1日（月）午後3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 高岡哲也	委 員 関 啓三	委 員 北須賀逸雄
委 員 畠山千愛	委 員 田坂文明	委 員 山下由美

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 小山哲司	指導部長 小池達士
教育総務課長 栗田 謙	施設厚生室長 加藤 剛
社会教育課長 伊賀上慶樹	文化財保護課長 廣田 聰
保健体育課長 近藤博隆	義務教育課長 渡部真一
高校教育課長 川本昌宏	高校教育課魅力化推進監 野村竜也
人権教育課長 佐々木直	特別支援教育課長 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会（午後3時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会9月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願ひいたします。

（教育長） それでは、始めに委員の皆様に提案させていただきます。本日の議事のうち、議案第38号令和7年度愛媛県教育文化賞について及び他の協議案件の表彰案件（3件）につきましては、人事案件であることから、また、その他の協議案件の財産の取得ほか（2件）につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思います。

配布しております次第の順に議事を進行しますと、公開案件の中途に非公開案件が入ることになりますて、その都度、傍聴人及び報道機関の皆様に入退出していただくことになりますので、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々

お待ちください。

(2) 8月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、8月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案審議に移ります。

(3) 議 事

議案審議

○議案第36号 愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

(教育長) 議案第36号愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第36号愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について御説明いたします。

学校運営協議会は、地域の住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においてその設置が努力義務とされているものです。本県でも導入についてこれまで検討しておりましたが、この度、令和8年度からの導入を希望する県立学校があることから、本規則を制定しようとするものです。

この規則は、法律において教育委員会規則で定めることとされている事項を中心に、学校運営協議会の設置等に関する必要な事項について定めるものです。

具体的に、本規則では、学校運営協議会の設置に関すること、学校運営協議会委員の任免・任期等に関すること、会議の運営に関すること、学校運営協議会の権限に関すること等について規定することとしています。

なお、施行期日は、令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

(田坂委員) 小・中学校で学校運営協議会を設置する場合に重要なのは、設置当初に調整役を果たすコーディネーターを配置することだという声を聞きます。これは要望になりますが、その辺りを是非勘案した上で、サポート体制を考えていただけたらと思います。

(社会教育課長) 学校運営協議会が設置された学校である、コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域住民等が参画して、学校と地域が目標やビジョンを共有した上で、学校運営協議会と地域が行っている組織的な社会教育活動の取組を一体的に推進することが、地域社会全体の教

育環境の向上を図る上で重要と考えています。そこで、学校と地域の社会教育活動等をつなぐコーディネーターの役割を果たす地域学校協働活動推進員を委嘱して、コミュニティ・スクールとなる学校に配置する予定です。

(北須賀委員) 学校運営協議会は、文部科学省の推進しているところであります。今後、この規則が制定されれば、本県においても進めていくという方針になると思います。先ほどもコーディネーターを設置する予定ということで、今後の運営を考えれば、大変望ましいことだと思いますが、これは現在の教職員の方々に、例えば、教頭や校長に役職を重ねて委嘱するのではなく、別途、設置校の教職員数に加えて、コーディネーターを設置するという考え方でよろしいでしょうか。

(社会教育課長) コーディネーターの役割を果たす地域学校協働活動推進員について、現在学校に配置している教職員とは別に、教育委員会で委嘱しようと考えています。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第36号愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第37号 愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則について

(教育長) 次に、議案第37号愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第37号愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

これは、先ほど御審議をいただきました愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に関連して、県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免を迅速かつ円滑に行うため、この規則の一部を改正しようとするものです。

学校運営協議会の委員の任免に関する事務につきましては、本来は教育委員会の議決を要する事項となっていますが、学校運営協議会は県立学校ごとに設置されるものであることから、今後設置数が増加した場合、これに付随して当該事務の件数も増加することが予想されます。

また、任期途中で委員が交代する等、突発的な事務の発生も想定され、それら全てについて教育委員会の議決を待って対応するとした場合、委員交代の手続に遅れが生じ、学校運営協議会の運営に支障を及ぼすことから、本規則の改正により委員の任免に関する事務を教育長の専決事項とし、学校運営協議会の円滑な運営を図ろうとするものです。

施行期日は、令和8年4月1日としています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特にございませんでしょうか。それではお諮りいたします。
この内容でよろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第37号愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 議案第38号の審議については、非公開のため、専決処分の承認に移ります。

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(義務教育課長) 令和7年8月26日に死亡した松山市立椿小学校岡本良直教諭の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分しましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告いたします。

御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞については、原案のとおり承認されました。

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 令和7年8月31日に退職した愛媛県立みなら特別支援学校教諭日下夏子の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分しましたので同規則第4条の規定によりここに報告します。

なお、日下教諭は勤続30年5月でありまして愛媛県教職員報賞規程運用方針の満30年以上勤続し、勤務成績良好なものという要件に該当します。

御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたら、お願ひいたします。

(教育長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞については、原案

のとおり承認されました。

(教育長) 以上で専決処分の承認を終了します。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

(教育長) 議案審議を再開する旨宣する。

○議案第38号 令和7年度教育文化賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(教育総務課長) 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、令和7年度の同賞受賞者3名を決定する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 議案審議を終了し、その他の協議に移る旨宣する。

(4) その他

○財産の取得について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(施設厚生室長) 愛媛県議会9月定例会に提案予定の財産の取得について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○松山南高校本館新築工事の請負契約の締結について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(施設厚生室長) 愛媛県議会9月定例会に提案予定の松山南高校本館新築工事の請負契約の締結について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和8年秋の叙勲について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 令和8年秋の叙勲の教育功労(5名)及び学校保健功労(2名)の候補者の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（2校）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(田坂委員) 昨年度の受賞状況について質問する。

(義務教育課長) 昨年度の受賞状況について答える。

(北須賀委員) 学校関係の推薦枠は3校あるが、推薦を2校にした理由について質問する。

(義務教育課長) 今年度は、特別支援学校の推薦がなかったため、小・中学校1校、県立学校1校を推薦する旨答える。

(北須賀委員) 特別支援学校の推薦がなかったということは、該当校がなかったということか確認する。

(義務教育課長) 特別支援学校に該当校がなかった旨答える。

(教育長) 学校関係の推薦枠は小・中学校、高等学校及び特別支援学校からそれぞれ1校までと決まっており、該当校がなければ推薦しないということか確認する。

(義務教育課長) 小・中学校、高等学校及び特別支援学校のそれぞれの推薦枠に該当校がなければ推薦しない旨答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰候補者（10名及び2校）の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) その他の協議を終了し、非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会（午後3時33分）

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会9月定例会を閉会いたします。